

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.4

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 清水 啓子

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

【報告義務発生日】 令和4年6月20日

【提出日】 令和4年6月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 提出者の本店所在地の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	デジタルアーツ株式会社
証券コード	2326
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド (Mondrian Investment Partners Limited)
住所又は本店所在地	英国 EC2M 5TQ ロンドン市、シックスティ・ロンドン・ウォール、10階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国 EC2V 7JD ロンドン市、グresham・ストリート10、5階

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成2年8月21日
代表者氏名	ウォレン・シャーベル (Warren Shirvell)
代表者役職	取締役兼チーフ・オペレーティング・オフィサー
事業内容	投資一任業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 高好 麻
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客資産の運用のための保有

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,240,200
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,240,200
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,240,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年6月20日現在)	V	14,133,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.07

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年4月28日	普通株式	2,800	0.02	市場内	処分	
令和4年5月9日	普通株式	3,100	0.02	市場外	処分	現物移管
令和4年5月30日	普通株式	14,100	0.10	市場内	処分	
令和4年6月9日	普通株式	3,000	0.02	市場外	処分	現物移管

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	8,347,438
上記(Y)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	8,347,438

(注) 1株券あたりの平均取得価格を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を取得価格の総額から差し引く方法により記載しております。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地